

# 「休眠預金等活用法に関する特設ページ」への リンク設定について

お客様各位

愛知信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成31年（西暦2019年）1月から、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）が発生いたします。所定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構へ納付されて預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただきます。

## ＜休眠預金等の定義＞

### 1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等を行います。

※なお、休眠預金等に係る預金者への注意喚起につきましては、弊庫ホームトップページ左側欄の『休眠預金等活用法』内の「休眠預金等活用法について」ページでリンク設定しております（金融庁HP「長い間、お取引のない預金等はありませんか？」）を、ご参照ください。